

木更津市公告第 190 号

R 8 道路補修工事（その 7）の制限付一般競争入札（電子入札）の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（電子入札）を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 31 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

1 一般競争入札に付する事項

1 工事の名称	R 8 道路補修工事（その 7）
2 工事の場所	木更津市内（富来田地区）
3 工事の期間	令和 9 年 3 月 31 日限り
4 工事種別	土木一式工事
5 工事の概要	舗装修繕工 一式 排水構造物工 一式 一般構造物工 一式
6 予定価格	14,949,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
7 最低制限価格	設定あり
8 入札の方法	ちば電子調達システムにより、電子入札の方法で執行する。
9 工事を施工しない日	無
10 工事を施工しない時間帯	無

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 木更津市発注のすべての制限付一般競争入札における共通資格要件

1	木更津市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者
2	木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、公告の日から当該工事の入札の日までの間、受けていない者

3	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者 ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は当該工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者 イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者 ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
4	特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にない者 なお、基準に該当する場合は、その者のうち一者を除く全てが入札を辞退したとき

(2) 本件制限付一般競争入札における個別の資格要件

1	令和8年8月1日現在、土木一式工事の格付が「A又はB」で登録されており、入札時点も引き続き登録されている者
2	令和8年8月1日現在、所在区分が「市内」で登録されており、入札時点も引き続き登録されている者

3 契約書案、設計図書等を示す方法及び期間等

(1) 方法及び期間

ア 契約書案、設計図書等を下記により閲覧に供する。

①閲覧期間 令和8年8月31日（月） から

令和8年9月15日（火） まで

（木更津市の休日を含める条例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く）

②閲覧時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

※令和8年9月1日（火）からは、午前9時から午後4時30分まで□

③閲覧場所 木更津市役所 駅前庁舎 総務部 契約検査課 TEL：0438(23)8047

イ 設計図書等を、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」において公表する。

公表期間 令和8年8月31日（月） 午前9時00分から

令和8年9月15日（火） 午後5時00分まで

(2) 設計図書等の入手方法は、上記、「入札情報サービス」からのダウンロードによるものとする。また、当該工事の現場説明は実施しないので、設計図書等を熟知すること。

(3) 設計図書等に対する質問がある場合は、書面により提出すること。

ア 提出期限 令和8年9月15日（火） 午後4時30分まで

イ 提出先 木更津市役所 朝日庁舎 都市整備部 土木課

ウ 回答日時 令和8年9月16日（水） 午後4時30分まで

エ 回答方法 質問者に対して書面により行う。

4 入札参加申請の受付期間及び方法等

(1) 受付期間 令和8年8月31日（月） 午後3時00分から

令和8年9月15日（火） 午後3時00分まで

（午前0時から午前8時の間を除く）

(2) 方 法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により申請すること。

(3) 提出書類 ア 競争参加資格確認申請書（「電子入札システム」により作成）

イ 誓約書（「電子入札システム」により添付）

ウ 契約保証に関する確認書（「電子入札システム」により添付）

エ 特定関係調書（該当する場合のみ「電子入札システム」により添付）

※ 誓約書、契約保証に関する確認書及び特定関係調書の様式は、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」の「入札予定（公告）」からダウンロードしてください。

5 入札参加資格確認通知

(1) 入札参加申請をした者には、下記のアからウに示す入札参加に必要な資格の有無を確認し、競争参加資格確認通知書を発行する。

なお、本通知書は入札参加資格のうち下記要件についてのみ確認した結果であり、全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

ア 資格者名簿への登録の有無

イ 資格者名簿における登録工種および格付け

ウ 資格者名簿における所在区分

(2) 通知書発行日 令和8年9月16日（水） 午後5時00分まで

6 入札の期間及び入札書提出方法等

- (1) 入札期間 令和8年9月17日（木） 午前9時00分から
令和8年9月18日（金） 午後5時00分まで
(午前0時から午前8時の間を除く)
- (2) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
- (3) 提出書類 ア 入札書（「電子入札システム」により作成）
イ 入札積算見積内訳書（「電子入札システム」により添付）
※ 入札積算見積内訳書の様式は、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」の「入札予定（公告）」からダウンロードしてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

8 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年9月24日（木） 午後1時00分から
- (2) 開札場所 木更津市役所 駅前庁舎 8階 入札室

※電子入札の開札立会を希望する場合は、開札日前日までに「電子入札開札立会申請書」を契約検査課に提出すること。

9 落札者の決定

(1) 決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格審査のうえ入札参加資格があると認められる場合は当該落札候補者を落札者と決定する。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札候補者を定める。

(2) 入札参加資格要件確認書類の提出

落札候補者に対し、入札に参加する者に必要な資格の有無を確認するための書類の提出を求める場合がある。この場合において、提出を求められた日から起算して2日（市の休日を除く）以内に資料を提出すること。

(3) 落札決定の通知方法

応札者に対し、落札者決定通知書を送付する。

10 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、木更津市財務規則第146条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。
- (2) 木更津市財務規則第146条第3項の規定に該当するときは、契約保証金を免除する。

11 前金払及び中間前金払

木更津市公共工事に関する前金払及び中間前金払実施要領及び木更津市財務規則第81条の規定により、前金払及び中間前金払の請求をすることができる。

12 部分払

木更津市財務規則第159条の規定により、部分払の請求をすることができる。ただし、中間前金払が行われた場合は、部分払の請求はできない。

13 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの見積金額を入札書に記載すること。

14 入札に関する注意事項

- (1) 一旦提出した入札書の修正、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札参加申請後に入札を希望しなくなった場合には、入札期間終了までに、ちば電子調達システムの「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。

15 無効となる入札

- (1) 電子認証書を不正に使用した入札
- (2) 入札積算見積内訳書の提出が必要な入札において、入札積算見積内訳書の提出がない入札
又は入札積算見積内訳書に重大かつ明白な不備のある入札
- (3) 入札参加資格要件確認書類の提出要求に応じない者のした入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

16 その他

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
 - イ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
 - ウ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に違反したとき
 - エ 木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けたとき
 - オ 木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (3) 本件工事の請負者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、東日本大震災による失職者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

